

秋田県特別栽培農産物認証要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、秋田県内で生産される特別栽培農産物の認証制度について定め、その普及と適切な運用を図り、県産特別栽培農産物の生産振興と消費者の信頼の向上に資することを目的とする。

(生産の原則)

第2条 この要綱において定める「特別栽培農産物」の生産は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、認証とは、別に定める特別栽培農産物認証基準（以下「認証基準」という。）に生産方法が適合することを、認証機関が認め証することをいう。

2 この要綱において、「特別栽培農産物」とは、秋田県内において第2条に定める栽培方法により生産され、農産物検査法による証明を受ける米（玄米及び精米をいう。）並びに大豆、野菜及び果樹で、認証基準に定められている農産物（加工品を除く。）とし、次の（1）及び（2）の要件を満たす栽培方法により生産された農産物とする。

（1）当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること。

（2）当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下であること。

3 この特別栽培農産物の認証制度で用いる用語の定義は、認証基準に定めるものとする。

(認証機関)

第4条 認証機関は、特別栽培農産物の認証を行うものとする。

(認定の申請)

第5条 認証機関の認定を受けようとする者は、別に定める書類を添えて知事に認定申請をするものとする。

2 知事は、認定申請の内容が次に掲げる全ての要件に適合しているときは、認証機関として認定するものとする。

（1）秋田県の区域内に事務所を有すること。

（2）認証業務に従事する者の資格及び人員が、別に定める基準に適合すること。

（3）認証を的確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有する法人であること。

（4）認証以外の業務を行っているときには、その業務を行うことによって認証が不公正になるおそれがないこと。

(認定の更新等)

第6条 認証機関の認定は、5年ごとにその更新を行わなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(業務規程)

第7条 認証機関は、特別栽培農産物の認証に関する特別栽培農産物認証業務規程（以下「業務規程」という。）を定めるものとする。

(認証機関の義務)

第8条 認証機関は、認証の申請があったときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なくその認証を行うものとする。

(秘密保持義務等)

第9条 認証機関の役員及びその職員又はこれらの者であった者は、認証の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(帳簿の記載)

第10条 認証機関は、認証について記録するための別に定める帳簿を備え、認証に関する申請書類、検査報告書等とともに、これを5年間保存しなければならない。

(知事に対する報告)

第11条 認証機関は、認証を行ったときは、別に定めるところにより、知事に報告するものとする。

(認証機関への指導)

第12条 知事は、認証が公正に行われるよう認証機関を指導するものとする。

(認証機関の認定の取り消し)

第13条 知事は、認証機関が第5条第2項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったときは、その認定を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定による認定の取り消しに当たって、認証機関に重大な故意又は過失があると認められる場合は、取り消しの日から1年間は認定を行わないものとする。

(認証の申請)

第14条 特別栽培農産物の認証を受けようとする者は、認証機関が定める業務規程により、認証機関に認証申請するものとする。

2 特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いた精米の認証を受けようとする者は、認証機関が定める業務規程により、認証機関に認証申請するものとする。

3 認証機関は、第1項及び第2項の申請内容が認証基準に適合すると認めるときは、認証するものとする。

4 認証機関は、第1項及び第2項の申請内容が認証基準に適合しないと判断するとき、その理由を付して通知するものとする。

(認証の表示等)

第15条 認証機関は、認証した当該特別栽培農産物に係る生産者（以下「生産者」という。）及び、認証した当該精米に係る精米業者（以下「精米業者」という。）に、認証票を交付するものとする。

2 前項の規定により認証票の交付を受けた生産者又は精米業者は、自らが管理する農産物又は精米に認証票を貼り付けることにより表示を行うものとする。

3 認証票の表示方法及び規格等については、別に定めるものとする。

(生産者等の役割)

第16条 生産者及び精米業者は、地域との連携と協力に努めるとともに、適正な生産、精米、出荷及び販売に努めるものとする。

- 2 生産者及び精米業者は、使用した資材及び肥培管理等に関する記録・記帳を適切に行い、消費者等からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応するものとする。
- 3 生産者及び精米業者は、特別栽培農産物認証制度の信頼性を高めるため、農産物及び精米に関する情報を、ホームページ等により消費者、販売業者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(栽培責任者等の配置)

第17条 生産者は栽培責任者及び確認責任者を、精米業者は精米責任者及び精米確認者をそれぞれ配置するものとする。

- 2 栽培責任者は、生産者が行う生産、出荷、販売、品質管理及び認証票の使用等を適正に行うよう指導するとともに、生産ほ場等の管理状況等の現地確認を行うものとする。
- 3 確認責任者は、栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認するとともに、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものとする。
- 4 なお、確認責任者は、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一であってはならないものとする。
- 5 精米責任者は、精米業者が精米等、出荷、販売、品質管理及び認証票の使用等を適正に行うよう精米状況等の現地確認を行うものとする。
- 6 精米確認者は、精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認するとともに、精米責任者による精米等について必要に応じ指導を行うものとする。

(販売業者等の役割)

第18条 販売業者及び流通業者は、認証を受けた農産物及び精米を適正に流通させるとともに、消費者に対し生産に関する情報を適切に提供するものとする。

- 2 販売業者及び流通業者は、認証票を不正に作成し、又は使用してはならない。
- 3 販売業者及び流通業者は、認証を受けた農産物及び精米の流過程において、特別栽培農産物以外の農産物及び精米が混合したとき、若しくは化学合成された薬剤等の添加又は処理が行われたときは、認証票の表示を削除するものとする。

(販売業者等への指導)

第19条 知事は、販売業者又は流通業者に対し、適正な販売又は流通が行われるよう指導を行うものとする。

(県慣行レベルの公表)

第20条 知事は、認証基準の基礎となる県慣行レベルを定めその内容を公表するとともに、生産者、消費者、販売業者等へ周知するものとする。

なお、県慣行レベルは、適宜見直しするものとする。

(秋田県特別栽培農産物認証制度検討委員会)

第21条 知事は、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項を検討するため、秋田県特別栽培農産物認証制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委任規定)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成12年10月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成15年12月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。